

令和4年度第1回宮崎県環境審議会 発言要旨

令和4年8月25日

1 報告事項

第四次宮崎県環境基本計画の令和3年度の取組状況について

事務局より説明

○委員

資料1-1の1ページの「レッドデータブック」は、2020年度版が3月末に出来上がり、8月から一般に市販するということだったが、なぜ販売までにこんなに時間がかかったのか。また、市販と言っても本屋に売ってるのではなく、出版社に申し込まないと手に入らない。だからほとんど一般の人はその物自体を見ていないのではないか。せっかく作成に関わった人たちが2010年から2020年まで10年間かけて調査で作上げたものが、一般の県民の方の目に触れないというのはどういうことなのか。

○事務局

販売まで時間が掛かった理由は、市販先との契約手続きなど、事務処理に時間を要したためである。

購買は、出版社に直接申し込む必要があり、御指摘のとおり手間が掛かるが、今回は書籍のみならず、電子書籍としての購入が可能となっている。興味のある方に周知できるよう、ホームページなどで広く情報を提供していきたい。

○委員

今般のレッドデータブックは何部販売されるのか。

○事務局

少し時間をいただきたい。

○委員

前回の改定版が販売された際、どこで買えるのかという問合せが県外から殺到した。

○委員

資料1-1の4ページの「土呂久地区住民健康観察検診及び補償給付」とは、どういった健康被害か。

資料1-1の5ページに「シカ防護ネットの設置」、7ページに「カモシカ」の通常調査の実施」とあるが、カモシカの被害という認識でよいか。

○事務局

土呂久地区検診について、土呂久地区が慢性ヒ素中毒の地域指定をされており、その地域にかつて住んでいた方、もしくは旧鉱山で勤務していた方などを対象に毎年行っている検診である。患者として認定された場合には、各種補償給付を行っている。

○事務局

5 ページのシカ防護ネットの設置は、高千穂町の五ヶ所高原に設置しているもので、五ヶ所高原にしか生息していない蝶（ゴマシジミ）と日本の南限域とされる希少植物のヒメユリという希少植物をニホンジカの食害から守るために設置している。

○委員

カモシカはどの辺に生息しているのか。

○事務局

ニホンジカの生息域拡大により、カモシカの生息域が圧迫されており、九州山地にカモシカは生息しているが、その頭数は 15 年前と比較すると、10 分の 1 程度に減少していると聞いている。

○委員

カモシカの件を補足する。

森林の下層植物をシカが食い荒らすので、それを防ぐために防護ネットを張る。下層植物には希少植物も含まれる。ニホンカモシカの生息域については、シカと食性が近いので、シカが増えてカモシカを追いやったことで、カモシカが九州山地ではかなり少なくなった。2019 年の調査では、二百数十頭ぐらい。

カモシカの住んでいる場所は、宮崎だと西米良、五ヶ瀬、椎葉、高千穂など九州山地に沿ったところ。

シカは県内全域、西都から西米良に向かう道路を夜走ると 30 数頭出てくることもあるので、かなり増えている。

ただ、防護ネットの敷設方法によっては逆にカモシカが防護ネットに掛かってしまって死んでしまうこともあるため、定期的に巡回いただき対応をお願いしたい。

○事務局

先ほどのレッドデータブックの出版数だが、1 冊 5,000 円で 135 部を販売予定。今回は、電子書籍もあるため、ニーズが多い場合の増刷は可能としている。

○会長

135 部が少ないのか多いのかわからない。

○委員

前回は何回も問合せがあったため、少なかったと思う。買えなかったという話も聞いている。私も書店での取扱数が少ないためネット販売で購入した次第。

○事務局

もし要望があれば、迅速に対応したい。

○会長

資料1-3で、温室効果ガスの吸収量は2019年度で402万t-CO₂ということで、2013年度と比べてあまり変わらないように見える。これはバイオマスなどに必要な木材が不足しどんどん木が切られていっていることに対し、宮崎県が植林を早め早めに対応していたから、こういった推移で落ち着いているのか。

○事務局

御指摘のとおり、木材需要が大きく高まっており、伐採後の再造林をしないと吸収量が減ってしまうということになるので、再造林も力を入れて取り組んでいる。

課題としては、森林資源をいかに循環させるかということが大事であり、再造林をしないと高齢級の木だけが残り、若い木と比べると吸収量が減ってしまう。

森林の若返りを進めていくことが重要だと認識している。

○会長

資料1-1の1ページのウの「保安林の整備」や「企業の森づくり協定締結」が吸収量の数値を改善していくのだと理解している。

この「森づくり協定締結」が3企業というのは、多いのか、増える見込みがあると考えているのか、どちらなのか。

○事務局

「企業の森づくり協定締結」については、令和3年度については3企業と締結している。この制度は平成18年度から続けており、累計41企業と締結している。大体年平均2.5から3ぐらいで推移をしている。

41企業で植林した面積の累計は394haであり、かなりの面積を植林している。

今後もより多くの企業の理解協力のもと、数多く締結できるようPR等に努めたい。

○委員

この10年ですごい数のスギが宮崎でも伐採されている。宮崎県がスギ丸太の生産量日本一をずっと続けているが、後継者の育成がどこまで進んでいるのか、あるいはその後継者を育てる手段・方法として県として何か施策はあるのか。

○事務局

全産業で担い手不足と言われている中、本県では、その対策として平成 31 年度に林業大学校を開講し、林業の新規就業者を養成する長期課程の研修や、現在いる技能者が新たな技術習得のための短期研修などに取り組んでいる。

林業大学校では、長期課程など 5 つのコースにより、年間約 400 名の研修を行うこととしているが、昨年度は 495 名が研修等を受講している。これらの研修等を活用して、後継者、担い手等の育成確保に取り組んでいる。

○委員

是非、後継者の育成も併せて、施策の一つとして行ってもらいたい。

もう一つ、資料 1 - 2 の 4 ページ、「森林資源循環利用システムの確立等の推進」のところで、カーボン・オフセットの J クレジットで 5 t の CO₂ を販売したとあるが、森林から出た 5 t 分を、カーボンオフセットを使って J クレジットで販売したという考え方でよいか。

○事務局

この 5 t の販売は、県有林で J クレジットという制度に基づき二酸化炭素吸収のクレジットを販売しており、これまで 1,196 t のクレジットの認証を受けて、令和 3 年度末までに 203 t を販売している。その中の昨年度は 5 t を販売した。

○事務局

先ほど 495 名が研修等を受講していると説明したが、新規就業者を養成する長期課程の修了生 20 名が県内の林業分野に就業しており、担い手確保につながったと考えている。

○事務局

平成 27 年の国勢調査の際は 2,222 人の林業就業者がいたが、その後、宮崎県の林業でいろいろ取組が進み、最新の令和 2 年の国勢調査では、2,420 人と、1 割近い林業就業者の増加というのが一つの取組の成果として見られる。

○事務局

先ほどの J クレジットの販売の数字を訂正する。203t をこれまで販売したとお伝えしたが、資料 1 - 2 の 5 t を加え、208 t の販売となる。

○委員

資料 1 - 1 の②の「循環型社会の形成」で、「4 R の推進」、「廃棄物の適正処理」、「食品ロスの問題」、「環境にやさしい製品の利用促進」とあるが、小さい頃からリサイクルを含めた循環型社会をつくるという意識付けをするために、いろんなプログラムを作って、いろんな取り組みを、ステップを踏みながら子どもから大人まで

環境教育もリサイクルしていくような社会を作っていければいいと思う。

特にごみ問題が一番いつも気になるが、極端なこと言えばごみを出さなければリサイクルも何も発生せず、食品ロスの問題も起きない。そうすると生産側もそれに合わせてしっかり作っていくし、規格外の製品だって食品としては一緒。そういうことをみんなで考え、子供たちに伝えて子供たちも一緒に考えてやっていけるような社会を作るためにやっていければと思う。

○事務局

ごみ問題は、小さい頃から大人になるまでライフステージに応じてそれぞれ啓発していくことが非常に重要だと感じている。県では「こどもエコチャレンジ」という事業があり、環境問題に取り組む幼稚園や保育園を募集しているが、ごみ問題に取り組んでいる幼稚園、保育園は多いと聞いている。

この幼稚園、保育園の取り組みがいいところは、子供がやると必ず大人がついてくるということ。

あと、小学生向けには「ごみ減量化テキスト」を作って小学校の高学年に配布しており、県庁ホームページで一般の方もダウンロードできる。

ライフステージごとにごみ問題の取り組みの啓発をしている。

○事務局

資料の1-1の6ページ、環境教育用パンフレットとして「みやざき環境読本」を作成し、県内の小学校246校の小学5年生全員に毎年配布している。漫画も入っており、リサイクルも含めた4Rの取組も紹介している。

○委員

10数年前にゴミ問題の研修として、海外派遣でドイツを中心に、フランス、スペイン、デンマークを11日間回ってきた。その時のドイツの環境教育が素晴らしかった。徹底的に幼児から環境教育を行い、ごみの分別からすべて教えていく。ヨーロッパ圏は基本的に環境先進国だが、特にドイツにおける環境教育はすさまじいものがあった。

幼児教育を進めることで、環境マインドを持った大人が育っていく。そういうことを国や県も徹底的にやっていく必要があると思う。

これを踏まえて、資料1-2の7ページ、ごみ減量化テキストについて、今のテキスト自体が平成29年度を中心としたデータが最も多く、これを最新版を作る予定があるか。それから、もし作るのであれば、デジタル化やフェアトレードの観点も取り入れたような、テキストを作りたい。

○事務局

データが古く、近いうちに更新しないといけないという認識は持っているが、今年度中の計画はない。更新する場合、紙以外の方式も検討している。

2 審議事項

第四次宮崎県環境基本計画の一部改定について

事務局より説明

○委員

実際に目標に沿って進んでいけるのか不安もある。

森林の切りっぱなしがあちこち見られる。再造林をしっかりとやっけていかないと、本当に吸収量が確保できるのか心配になるが、県としてどのように取り組んでいるのか。

○事務局

資源循環型の林業を推進するためには、再造林の推進が大変重要な課題だと考えている。このため、これまで国の補助事業や県の森林環境税等を活用し、植栽経費の支援や再造林に不可欠な苗木の安定供給、さらに、担い手の不足等に対応するための省力化、効率化に向けた実証試験等に取り組んでいるところである。

県の長期計画では再造林率 80 %を目指して取り組んでいるところだが、直近だと 70 %台で推移している。

このため、再造林については森林所有者の意向によるところが大きいですが、森林所有者のみだけではなくて、木を切る人、使う人も含めて、関係者が一体となって再造林に取り組む意識を共有し、一緒に再造林を推進していくような仕組みづくりに取り組んでいきたい。

○委員

再造林についてしっかりとした計画、実行をしてもらいたい。今は全部、高性能機械と作業道を使って伐採している。

作業道がしっかりとしたものでないと、河川の汚濁にも繋がってくる。それと生態も変わってくるし、いろんな面で環境に影響していくと思うので、伐採における作業道の対応もしてほしい。

○委員

日本最南限のヤマメが生息している河川の源流が私有地で、伐採後に植林せず、5年間泥が流れている。川の最源流は、その河川に与える影響が大きい。1度泥をかぶると植物などは、ほとんど光合成できず何ヶ月も成長生産力が落ち、いろんな影響を与えてくる。

河川の源流部の私有地はどれぐらいあって、どれぐらい伐採計画があるのか、また、そういう所は、ほかと違う対処の仕方とか、何かあった時の対応などあるのか、県の森林管理の考え方について聞きたい。

○事務局

伐採については、昔は架線を使用して搬出するのがほとんどであったが、比較的傾斜の緩い地域では、搬出路を開設して搬出するのが主流になっている。

粗雑な搬出路により、山地災害に繋がりがねない搬出をする業者も見受けられる。

このため、県では、伐採と搬出及び再造林ガイドラインを作成し、研修会や伐採届の提出時に、環境に配慮し、災害に繋がらない適切な伐採と搬出、伐採後の再造林について指導を行っている。

また、林地残材の流出防止についての指導に取り組んでいる。

さらに、伐採パトロールにより、ガイドラインの適正な伐採に繋がるチェックシート等を通じて、現地での指導等に取り組んでいる。

○委員

ブルドーザーが河川の中に道を作ることは違法じゃないのか。それは取り締まれないのか。何か法的規制とかはないのか。

○事務局

森林を伐採する場合には、保安林であれば伐採の許可申請がいる。また、作業道を開設する場合も、作業許可が必要となるが、河川の中を通るような計画であれば許可はできない。一般的な森林については伐採の届出を提出することになる。

伐採届出には、作業道の開設計画を添付することになっているので、無秩序な作業道開設については、市町村を通じて指導を行っていく。

○委員

届出はしてるけれども、実際にはそういうふうにやられてたと思う。

特に源流部の私有地に関しては管理を厳しくしてもらいたい。

○事務局

市町村や関係団体等と連携した伐採パトロール等を通じて、現地における直接指導などに取り組んでいきたい。

○委員

10月頭のゲリラ豪雨で県道が崩落して通行止めになったが、その上流部の山の上で作業車を入れて谷を埋めて作業を行っていた。私有地なので、やはり指導が難しい。山のこと河川のことをもうちょっと考えてもらいたい。

○事務局

県としては、無秩序な作業道の開設というのは推奨していない。具体的に作業道の開設指針、基準を以前から作っており、重機のオペレーターを対象に研修をやって

いるが、なかなか徹底されていない。

昔は木材を架線で搬出していたが、現在はそういった技術を持つ方が少なくなってきたため、林業大学校の短期研修等で架線の技術を学んでもらい、少しでも道を開設しないで合理的かつ効率的に木材を搬出する技術の伝承に取り組んでいきたい。

また、源流部にある私有地の伐採計画の把握はなかなか難しいが、伐採届出は伐採前に必ず出すようになっており、それを受理する市町村で、希少植物等の認識があるのであれば、その時点で計画の質問等を行うことで、なるべく被害、取り返しが見つからないようなことにならないようお願いをしてる。しかし、市町村もマンパワーがないこともあり、林業の知識を持つ市町村職員の人材育成のための研修にも今後とも取り組んでいくことで、トータル的に進めていきたい。

先ほどレッドデータブックについて意見があったが、こういった情報は市町村とも共有することで、そういった段階でなるべく抑えていくような取組をしっかりとやっていきたい。

○会長

計画の一部改定について、こういった計画で進むということ自体、意義はないか。

それでは審議事項については、賛同を得られたとして、今後も事務局において計画の一部改定作業を進める。